官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一五）　一
〔その他告示〕
○計算担当機関の指定に関する件（**総務**二七五、二七六）　一
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**二二）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一二）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**三一三、三一四）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一五）
○食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一六）
○登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件（**国土交通**八三一）
○水先人に免許を与えた件（**同**八三二）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八一、一八二）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**五九）
○道路に関する件（**北海道開発局**七〇、七一）
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配七）　一
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八六）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係　四
会社その他
株式会社の変更登記等　五

規　則

○国家公安委員会規則第十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則

猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（活動内容） **第四条**　法第二十八条の二第二項第四号の国家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。 一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第十項に規定する狩猟期間内において、同法第十一条第一項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動 ［二・三　略］	（活動内容） **第四条**　［同上］ 一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第九項に規定する狩猟期間内において、同法第十一条第一項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百七十五号

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第七条第一項の規定に基づき、代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十一日　総務大臣　村上誠一郎

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
JSAT MOBILE Communications株式会社	小池　克明	武井　伸人	令和７年６月18日

○総務省告示第二百七十六号

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第七条第一項の規定に基づき、住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年八月二十一日　総務大臣　村上誠一郎

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
日本無線株式会社	東京都杉並区荻窪４―30―16	東京都江東区辰巳１―７―32	令和７年６月26日

○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年八月二十一日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
立憲民主党	福岡県福岡市東区香椎団地一番一二―三〇二号	丸尾　圭祐
	アーベインルネス香椎二号棟	

○外務省告示第三百十二号

令和五年九月十二日にブラジリアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年七月二十九日に効力を生じた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ブラジル国立経済社会開発銀行（ＢＮＤＥＳ）（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従ってその権限のある当局の承認を得ることを条件として、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、四年の据置期間の後十一年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支払期間は、借款契約の発効の日の後四年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づき借入人が直接に又は指定金融機関を通じて最終借入人に対して既に行ったか又は将来行う融資に充てるために使用に供される。

4　借款契約に定めるものであって、借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、保証の承認のためのブラジルの国内手続の完了を条件として、ブラジル連邦共和国政府によって保証される。

5　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してブラジル連邦共和国においてＪＩＣＡに課される全ての財政課徴金及び租税については、ブラジル連邦共和国政府が免除し、又は借入人が負担する。

6　ブラジル連邦共和国政府は、次のことのための措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保する義務を借入人が履行すること。

(b)　該当する場合には、借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びブラジル連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　該当する場合には、借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

7　ブラジル連邦共和国政府は、借入人が要請に応じ、ブラジル連邦共和国の適用可能な国内法令に従って、ＪＩＣＡを通じて日本国政府に対して次のものを提供する義務を履行するために必要な措置をとる。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びブラジル連邦共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　林禎二

ブラジル連邦共和国

外務大臣

マウロ・ルイス・イエッケル・ビエイラ閣下

（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ブラジル連邦共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年九月十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国

外務大臣

マウロ・ルイス・イエッケル・ビエイラ

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　林禎二閣下

○外務省告示第三百十三号

令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったコメリン灌漑（かんがい）計画（第三期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十四号

令和七年七月二十四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったバリ海岸保全事業（フェーズ2）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十五号

令和七年七月二十五日にダカールで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　赤松武在セネガル大使

セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百十六号

令和七年七月二十五日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億五千万円

3　署名者

日本側　赤松武在セネガル大使

セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

令和七年八月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○国土交通省告示第八百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十三第二号の規定により、公示する。

令和七年八月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録番号　1

二　登録経営状況分析機関の名称　一般財団法人建設業情報管理センター

三　変更後の代表者の氏名　加藤　秀生

○国土交通省告示第八百三十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六〇号	大矢　賢太	茨城県	令和七年八月六日	島原海湾水先区
第二四六一号	酒井　明彦	千葉県	令和七年八月六日	佐世保水先区

○関東地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県東筑摩郡生坂村九〇一八番一から同村大字東広津一三一五六番一まで	前	８・五〇～８・五〇	五五・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	８・五〇～８・五〇	一一〇・〇〇メートル	
	B	８・五〇～８・五〇	三・九六〇キロメートル	
	A	８・五〇～８・五〇	二・三六〇	
	B	８・五〇～８・五〇	三・九六〇	
	A	８・五〇～８・五〇	二・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
野田市柳沢新田字稲荷前八五番一〇から同市柳沢新田字稲荷前八七番五まで	前	二二・五五～二八・一八	〇・〇七四キロメートル	
	後	二一・九三～二七・五三	〇・〇七四メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月二十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

第１　起業者の名称　島根県

第２　事業の種類　二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

第３　起業地

１　収用の部分　島根県浜田市三隅町矢原地内

島根県益田市美都町久原、丸茂及び宇津川地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、浜田市三隅町及び益田市美都町地内に施行する「二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、河川法第10条第１項の規定に基づき都道府県知事が行うものとされている。起業者である島根県は、既に本件事業を開始しており、予算上の措置も講じられていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

二級河川三隅川水系三隅川（以下単に「三隅川」という。）は、その源を浜田市弥栄町と同市金城町界の山脈に発し、途中、二級河川三隅川水系矢原川（以下単に「矢原川」という。）、井川川等の支川を合わせながら流下し、浜田市三隅町市街地を貫流した後、日本海に注いでいる。三隅川の流域面積はおおよそ230㎢で、その流域は浜田市、益田市に属している。

三隅川は河積が狭小なため、古くから一度洪水になると各所で溢水氾濫し、家屋、道路及び水田の浸水等の被害を受けてきたために、以前から様々な治水対策がなされてきた。昭和18年から昭和33年の連続災害を契機として、昭和34年から浜田市弥栄町大字木都賀に砂防ダムを建設し、昭和36年にこれを完成させるが、その後も昭和37年及び昭和40年と被災し、昭和44年度には河口部の河川局部改良工事を実施するも、昭和47年７月には梅雨末期の集中豪雨により多大な被害を受けた。さらに昭和58年７月の梅雨前線豪雨では総雨量500㎜を超え、三隅川流域で死者33名、家屋被害2,080戸の甚大な被害を受けた。

このような状況に対処するため、三隅川水系河川整備基本方針（平成20年５月策定）及び三隅川水系河川整備計画（平成20年12月策定）において、100年に１回程度の確率で発生する洪水を対象とし、基準点三隅大橋における基本高水のピーク流量を2,440㎥／秒と定め、そのうち840㎥／秒を、本件事業を含む流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を1,600㎥／秒とすることとしている。本件事業は、矢原川ダム地点において最大となる流入量590㎥／秒のうち370㎥／秒の洪水調節を行うため、6,700,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業の完成により、河川整備計画に定める計画規模の洪水に対応することが可能となり、三隅川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成12年から同法等に準じ、任意で環境影響調査を実施している。その結果、大気質、騒音及び振動等については法令に定められた基準等を満足するとされているが、必要に応じて低騒音型機械の採用などにより周辺環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、工事実施中及び供用後の水質についても、環境基準値を下回るため、影響は小さいとされている。

動植物については、上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ起業者が令和６年12月等に実施した照査によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）（以下「種の保存法」という。）、環境省レッドリスト及び島根県レッドデータブックを基に重要種を選定しており、哺乳類３種、猛禽類を含む鳥類23種、爬虫類４種、両生類６種、昆虫類47種、魚類６種、底生動物３種及び植物19種が該当した。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、環境保全措置及び環境配慮により回避・低減されるため影響は小さいとしている。主な保全措置として、動物については、種の保存法における国内希少野生動植物種のクマタカ、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のチュウサギは工事時期の配慮等により、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のクロマルハナバチ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のモリアオガエル、シロマダラ、ヒメサナエ、ゴイシシジミ、イッシキキモンカミキリは植栽・草地修復・法面緑化等の実施により、環境省レッドリストに情報不足として掲載されているヒラマキミズマイマイは、濁水処理施設の設置等により影響はそれぞれ回避・低減できると評価しており、起業者は本件事業の施行において、これらの環境保全措置を講じるとしている。植物については、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のミズマツバ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のホウビシダ、アオネカズラは、個体の移植により、影響は回避できると評価している。

加えて、起業者は、今後工事による予測し得なかった環境に及ぼす影響がみられた場合は、必要に応じて専門家の助言を得たうえで適切な措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地については、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地１箇所の試掘調査を行い、発掘調査の必要がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、矢原川における洪水調整を目的として、堤高51.3m、堤頂長266.5m、総貯水容量7,000,000㎥、有効貯水容量6,700,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、ダムの建設位置については、４案による検討が行われている。そのうち、申請案とした矢原川中流案は、他の３案と比較し、堤体積は大きくなるものの、地形・地質上優れ、水没家屋が少なく、事業費を低く抑えられることから、社会的、技術的、及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、流域自治体の長等からなる矢原川ダム建設促進期成同盟会から本件事業の早期完成を強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県浜田市役所、浜田市三隅支所
島根県益田市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地
島根県浜田市三隅町矢原地内
島根県益田市美都町久原地内

○北海道開発局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号及び二百七十二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
十八北海道一番一から八同町番七字路で保中央二目	後	B・A・C 一一八・〇二〇	一六・四〇	六七・六七キロメートル　五八八・六七メートル　六七・六七メートル	を示す。上記A、B・C関係は位置図及び区分表に
	前	B・A・C 一一八・〇〇	一六・〇〇	六七・六七キロメートル　五八八・六七メートル　六七・六七メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北海道新得町字新得東一線三四番一から同町五まで	後	二二・八一	一一・七七キロメートル　一三・〇〇メートル　七四・六七メートル
	前	二二・八一	一一・七七キロメートル　一三・〇〇メートル　七四・六七メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（東京家庭裁判所判事）判事　新宅　孝昭
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上八月十六日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月十七日）

○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月十八日）

国家公安委員会

（警察庁刑事局刑事企画課刑事
指導室長兼サイバー警察局付）
警視長　児玉　誠司
徳島県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）同　小林　雅彦
香川県警察本部長を命ずる（以上八月一日）

警察庁

（徳島県警察本部長）警視長　堺　瑞崇
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　堺　瑞崇
内閣官房に出向させる
（香川県警察本部長）同　岡本慎一郎
皇宮警察本部副本部長を命ずる（以上八月一日）

叙位・叙勲

○叙勲

新井　政幸　菅原　悌三　戸叶　正俶
中山　和政　長谷川順一　畠山　忠弘
古川　玄教　松江　和男　若林　徹男

旭日双光章を授ける（各通）
阿部　軍治　井古田喜義　石山甚一郎
伊藤　政司　猪瀬　雄司　海村　光衛
梅本　一義　小柳出英治　加賀　敦
木次　林二　黒澤　純男　小林　正男
佐藤　良行　嶋田富士夫　清水　静治
須田　吉一　田中外實雄　谷岡　一男
塚本　泰司　出張　光男　友田　政春
仲手川徳幸　橋詰　典佳　林　辰男
林　寛　細野　忠彰　松本　松子
三浦　清司　峯山　洋二　宮村　正一
森本　直樹　山内　拓　山口　良元
横山　敏文

旭日単光章を授ける（各通）
秋山　忠良　池並　千浩　内田　喜彦
大澤　澄子　緒方　義美　小林　徳成
白澤　英樹　末永　工　高石　政美
高澤　幹夫　高嶋　貞夫　中島　寛
丹羽　保男　原　清人　原野　康宏
菱沼　文夫　福田　博之　堀野　修
本間　康一　森田　耕夫　山本　正洋
渡邊　章

瑞宝小綬章を授ける（各通）
會川　純平　赤羽　清　浅井　靖久
阿部　治英　天谷　政男　新垣　庸夫
安藤　龍藏　飯田　方雄　石川　秀也
石原　功二　石丸　常　井谷　雅三
井田　芳江　市川　秀之　市原　正雄
伊藤　輝子　伊藤　英夫　井戸崎マサ子
稲垣　嘉治　井上　博明　井上　正司
今井　善衛　今津　昌弘　今野富士夫
岩切　教恭　上地　幸雄　上野　悦雄
薄葉　家明　内田　鉄男　内田　博也
内津　武昌　梅津　通男　梅村　俊彦
江藤　政憲　榎木　繁治　惠美　朋之
大島　信　大村　武　大森　孟
大和田　頌　岡野　妙子　岡野　仁司
岡林　秀幸　岡村　武司　奥村　近江
小倉　重一　小澤　光洋　小薗井滿男
片岡小夜子　桂　邦夫　加藤　克弘
加藤　重正　加藤　孝史　加藤　信男
加藤　久夫　金堀　伸正　加納　英雄
神尾　亨　神谷　昌司　川合　毅
河井　善良　河西　靖堯　河野　清
菅野　信　北井　出　木南　忠雄
木元　孝　木本　隆信　久保　克文
久保田和男　黒川　貞夫　黒川　重幸
来原　義孝　小池　春夫　小池　守雄
小泉はまこ　河野　通夫　児玉　武久
小西　清彦　小西　仁美　小林他家人
駒田　滋子　小松　重巳　小宮　生徳
小室　諄　今野　一男　齋藤　兆司
佐伯　育聰　酒井　康夫　坂下　良子
佐々木英治　佐々木義身　佐藤　正二
佐藤　精二　佐藤　寛　佐藤　碩芳
鮫島　寛行　沢崎　信了　澤田　通
塩崎　靖之　重野　健一　渋谷　修悦
渋谷　誠　島田　孝夫　清水　光
清水　忠治　下代　一朗　白根　義雄
新宮　敏昭　鈴木　進　鈴木　聖二
鈴木　清治　鈴木　智明　鈴木　英吉
鈴木　啓文　須田　靖爾　須田　武彦
須藤　志郎　春原　正毅　清宮　宏文
関　榮　田尾　俊雄　高尾　保行
高橋　徹　高橋　政宏　高宮　文夫
武田　勇　竹山　俊美　田澤　義寛
田中　清彦　田中　弘志　田邉　一利
谷合　正年　田村　武夫　鶴岡　醇
寺西　一彦　出口　博昭　當麻　正仁
常井　洋一　戸室　博允　友利　玄成
仲野　滋之　中村　彰男　中村　正幸
仲谷外志子　中安　明美　中山　傳
永田　尚武　南雲　建　奈須田緑二
夏目　與市　西小野正人　西谷　倫子
根來　博　乃一　純子　野下　明
橋野　清蔵　橋本　勝實　秦野　耀敏
服部　一則　服部　敏男　服部　福夫
濱　一正　早川　敏行　秋川　敏隆
春木　信彌　引田　英男　日野　眞
平井孔仁子　平野　勝己　平野　俊和
福井　庄次　福井　正子　福島　道夫
福本　泰承　藤田　功　藤田　房平
藤原　一明　富士原勝衛　藤原　廣治
堀水　芳信　本田　正昭　牧　正吾
牧野　匠　増田　喜信　又吉　助好
松澤　秀文　松田　保治　松永　達生
松本　榮　眞鍋　道弘　馬渡　芳朗
三浦　隆　三浦多米子　三上　嘉男
三澤　滿男　水谷　雅恒　皆川みさを
水口　憲三　南　純男　三原　正道
三宅　弘和　宮崎　康男　宮本　繁遠
武藤傳十郎　望月　順一　百瀬　秀夫
森　一雄　森田　修行　諸伏　靖夫
八木　久雄　谷澤　靖策　矢野　滿子
矢野　基祐　山口　光久　山崎　勲
山田　俊雄　山中　幸子　山本　明夫
山本　昭義　湯浅　守彦　陽遊　和夫
吉澤　泰夫　吉田　浩也　吉田　俊雄
米倉　忠　米倉　宏　綿引　栄進
瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　正治　佐藤　篤　竹澤　清輝
丹羽　弘　平野　澤彦　松波　廣三
吉田　隆子

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ハンガリーの建国記念日につき、八月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

復 権 決 定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００６号
横浜市西区浜松町10番３号
清算株式会社　株式会社横浜フキ
代表清算人　田中　義明
１　決定年月日　令和７年８月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２０４１号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社君津ロックウール
代表清算人　中村　昇司
１　決定年月日　令和７年８月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４９号
東京都港区芝３丁目32番13号
清算株式会社　日本カーライフアシスト株式会社
代表清算人　平間　研司
１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社キバタン
代表清算人　佐藤　賢治
１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
清算株式会社　株式会社オーミ
代表清算人　大平　晃裕
１　決定年月日　令和７年８月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１００９号
名古屋市南区石元町３丁目41番地
清算株式会社　株式会社中村製作所
代表清算人　中村　信夫
１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１１号
徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社　株式会社ＦＳサービス
代表清算人　髙橋　章人
１　決定年月日　令和７年８月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号

名古屋市中川区清船町５丁目１番地の３
清算株式会社　中部ロジテム株式会社
１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１号

福岡県みやま市瀬高町下庄347番地７ピュアサファイアⅠ202号
清算株式会社　みやまサービス株式会社
１　決定年月日　令和７年８月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所柳川支部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　六頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　三頁

令和七年八月二十一日

千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（甲）株式会社コミュニティー京成
代表取締役　平　敏久

千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（乙）京成トラベルサービス株式会社
代表取締役　角田　議洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲につき、令和七年九月一日に東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビルに本店移転予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十一日

東京都港区白金一丁目一七番三号ＮＢＦプラチナタワー

（甲）サクサ株式会社

代表取締役　齋藤　政利

青森県八戸市北インター工業団地一丁目三番五四号

（乙）サクサシステムエンジニアリング株式会社

代表取締役　高橋　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日に終了しております。また乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報

掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

令和七年八月二十一日

東京都港区高輪二丁目一六番三七号

（甲）ローヤル電機株式会社

代表取締役　井上　孝雄

群馬県太田市藤阿久町四四六番地七

（乙）ローヤルテクノ株式会社

代表取締役　手塚　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十一日

大阪府豊中市利倉三丁目一二番一二号

（甲）株式会社フジサニーフーズ

代表取締役　伊藤太一郎

兵庫県丹波篠山市味間新五番地一

（乙）フジフレッシュフーズ株式会社

代表取締役　森川　誠司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十一日

奈良県葛城市北花内六一六番地一

（甲）株式会社マルエスメディカル

代表取締役　三船　直機

大阪市中央区上汐二丁目五番二四号

（乙）株式会社メドテック

代表取締役　橋本　尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲につき、令和七年九月一日に東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビルに本店移転予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十一日

東京都中央区日本橋小網町一四番一号

（甲）ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長　山本　貢司

宮崎県日向市大字日知屋一七三七一番地

（乙）第一糖業株式会社

代表取締役社長　赤木　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　五十八頁（号外第一八三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　五十四頁（号外第一八三号）

令和七年八月二十一日

東京都大田区池上四丁目三番一七号

（甲）株式会社チモトコーヒー

代表取締役　西原　一将

静岡県沼津市桃里一〇〇番地の一株式会社チモトコーヒー中央工場内

（乙）株式会社チモト商店

代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲につき、令和七年九月一日に東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビルに本店移転予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十一日

東京都港区白金一丁目一七番三号ＮＢＦプラチナタワー

（甲）サクサ株式会社

代表取締役　齋藤　政利

青森県八戸市北インター工業団地一丁目三番五四号

（乙）サクサシステムエンジニアリング株式会社

代表取締役　高橋　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲につき、令和七年九月一日に東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビルに本店移転予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　八十八頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十一日

東京都中央区日本橋小網町一四番一号

（甲）ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長　山本　貢司

宮崎県日向市大字日知屋一七三七一番地

（乙）第一糖業株式会社

代表取締役社長　赤木　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　五十八頁（号外第一八三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　五十四頁（号外第一八三号）

令和七年八月二十一日

東京都大田区池上四丁目三番一七号

（甲）株式会社チモトコーヒー

代表取締役　西原　一将

静岡県沼津市桃里一〇〇番地の一株式会社チモトコーヒー中央工場内

（乙）株式会社チモト商店

代表取締役　西原　一将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

令和七年八月二十一日

東京都港区高輪二丁目一六番三七号

（甲）ローヤル電機株式会社

代表取締役　井上　孝雄

群馬県太田市藤阿久町四四六番地七

（乙）ローヤルテクノ株式会社

代表取締役　手塚　健次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十一日

大阪府豊中市利倉三丁目一二番一二号

（甲）株式会社フジサニーフーズ

代表取締役　伊藤太一郎

兵庫県丹波篠山市味間新五番地一

（乙）フジフレッシュフーズ株式会社

代表取締役　森川　誠司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十一日

奈良県葛城市北花内六一六番地一

（甲）株式会社マルエスメディカル

代表取締役　三船　直機

大阪市中央区上汐二丁目五番二四号

（乙）株式会社メドテック

代表取締役　橋本　尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.optimdigi.com.co.jp/

令和七年八月二十一日

佐賀市本庄町一

（甲）株式会社オプティム

代表取締役　菅谷　俊二

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（乙）株式会社オプティム・デジタルコンストラクション

代表取締役　菅谷　俊二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　六十八頁（号外第一七二号）

令和七年八月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内

（甲）株式会社自游倶楽部

代表取締役　牧　廣美

東京都千代田区永田町二丁目九番八号

（乙）株式会社マキスエステート

代表取締役　牧　廣美

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒ飲料株式会社（乙）がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　六十一頁（号外第七十四号）

令和七年八月二十一日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役　松岡　徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒ飲料株式会社
代表取締役　米女　太一

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒビール株式会社（乙）がその営む営業事務、総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　六十一頁（号外第七十四号）

令和七年八月二十一日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役　松岡　徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒビール株式会社
代表取締役　松山　一雄

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒグループジャパン株式会社（乙）がその営む営業事務、総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　六十二頁（号外第七十四号）

令和七年八月二十一日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役　松岡　徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒグループジャパン株式会社
代表取締役　濱田　賢司

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社（甲）は吸収分割によりアサヒグループ食品株式会社（乙）がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　五十頁（号外第七十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　六十一頁（号外第七十四号）

令和七年八月二十一日
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（甲）アサヒプロマネジメント株式会社
代表取締役　松岡　徹
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（乙）アサヒグループ食品株式会社
代表取締役　川原　浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む山梨工場及び高萩工場及び借入金債務に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）http://www.ikk.co.jp/company/public_notice/index.html

令和七年八月二十一日
東京都江東区豊洲三丁目一番一号
（甲）株式会社ＩＨＩセグメント
代表取締役　井上　忠幸
東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号
（乙）株式会社ＩＨＩ建材工業
代表取締役　石原　進

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む神奈川県横浜市磯子区新中原町一番地所在の研究試験センターに関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ihi.co.jp/iis/

（乙）http://www.ikk.co.jp/company/public_notice/index.html

令和七年八月二十一日
大阪府堺市堺区大浜西町三番地
（甲）株式会社ＩＨＩインフラシステム
代表取締役　井上　学
東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号
（乙）株式会社ＩＨＩ建材工業
代表取締役　石原　進

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の伊万里支店における全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲及び乙の取締役会の承認決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月二十九日
掲載頁　一〇五頁（号外第十七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十頁（号外第五十三号）

令和七年八月二十一日
福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目六番五号
（甲）アイケア株式会社
代表取締役　寺澤　大輔
佐賀県伊万里市新天町七二二番地五
（乙）アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役　森田　康寛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｅｔｅｒｎａｌ（住所名古屋市東区泉一丁目七番二七号ネイリックスイズミ）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十一日
名古屋市東区泉一丁目七番二七号ネイリックスイズミ
有限会社ネイリックス
代表取締役　松浦　正博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日
愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三―九豊橋サイエンスコア一〇九
合同会社リ・ブルーム
代表社員　田中真希子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号はカッサーノ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台三二番地五　カッサーノ合同会社

代表社員　野坂　和人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十一日

大阪市西区北堀江一丁目三番一三号　合同会社ユニヴェルセ

代表社員　佐藤　望典

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年八月一日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年八月二十一日

大分市大字日吉原一番地三六　農事組合法人堆肥センター大分

理事　大野　陽平

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十一日

埼玉県川口市桜町六丁目一三番一一号　Ａｍｂｉｔｉｏｕｓ株式会社

代表取締役　高橋　丈

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月二十二日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年九月三日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十一日

東京都日野市大字日野七五六番地　ヘルシーフード株式会社

代表取締役　黒田　賢

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十一日

大阪市中央区淡路町一丁目七番三号　日建サービス株式会社

代表取締役　**片山**　茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万円減少し、七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　六十七頁（号外第三〇五号）

令和七年八月二十一日

東京都新宿区新小川町六番二九号　ＥＰプロキャリア株式会社

代表取締役　鷲尾志乃ぶ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十四日

掲載頁　一三二頁（号外第一八四号）

令和七年八月二十一日

富山市八尾町舘本郷六一〇番地　株式会社ティエムシー

代表取締役　宮本　祥示

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千八百二十七万五千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月三十日

掲載頁　五十五頁（号外第十八号）

令和七年八月二十一日

東京都渋谷区広尾一丁目一三番一号　４７ホールディングス株式会社

代表取締役　阿久根　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億百五十一万三千五百五十円、資本準備金の額を二億百五十一万三千五百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十七日

掲載頁　五十頁（号外第十五号）

令和七年八月二十一日

兵庫県姫路市阿保甲八七八番地　株式会社ナカシマ

代表取締役社長　中尾　泰人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円、資本準備金の額を五千三百五十九万百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十七日

掲載頁　五十頁（号外第十五号）

令和七年八月二十一日

兵庫県姫路市阿保甲八七八番地　株式会社ウォーターリンクス

代表取締役社長　原　裕二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十一日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル　日本アルキルアルミ株式会社

代表取締役　板屋　正信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を九億四千八百五十二万八千円減少して百九十億六千七百三十七万八千円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年八月二十一日

東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン二十六階　ＳＴＡＣＫ　ＯＣＭ特定目的会社

取締役　田中　芳宏

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年八月二十一日

千葉県千葉市美浜区新港一七番地　千葉製粉株式会社

確定給付企業年金　清算人　榎本　健史

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月二十五日外務省告示第二百四十五号（イエメン共和国におけるタイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）	三	四～五	「サウジアラビアにて兼轄）」を削る。	
令和七年八月八日（号外第百八十一号）厚生労働省告示第二百二十号（生物学的製剤基準の一部を改正する件）（印刷誤り）	二〇	七	改正後欄終りから行頭を一字下げる。	